

国への働きかけに向けた副首都化を 後押しする仕組みについて

副首都推進局

【ご議論いただきたい内容】

- 前回（第7回）の意見交換会で、日本の成長をけん引する戦略拠点都市に求められる要件として、
 - ◆ 「一定の経済規模を有する都市」、「人、物、金、情報の中枢・中継都市」、「イノベーションを生み出し、社会実装していく都市」という3つの要件が必要であり、特にイノベーションを生み出せるということが重要
 - ◆ 規制改革を推進する役割や、財政的な自立性も求められる
 - ◆ 「首都機能の代替・補完」と、「法令等による位置づけ」も求められるが、上記3つの要件とは性質が異なり並列ではない
 - ◆ 大都市政策や広域政策の整合性を図るという観点から、基礎自治体（市）と広域自治体（府県等）の一体性・協力関係が確立されていることも重要といったご意見をいただいた。
- 副首都ビジョンでは、副首都・大阪の実現に向けて、世界標準の都市機能の充実やチャレンジを促す経済政策などを進めることとしており、そのうち戦略拠点都市に求められる要件に関する取組として、大阪の成長や都市の発展を推進していくという方向性が掲げられている。
- そうした副首都化を後押しする仕組みを国に働きかけるにあたっては、自治制度改革や統治機構改革、国土政策など様々な視点が考えられるが、今回の意見交換会では、規制改革や地方分権改革の観点から、どのような仕組みが考えられるのかについて、幅広くご意見を頂戴したい。

これまでの議論を踏まえた全体イメージ

《これまでの議論》

経済・社会の動き

「ネットワーク型社会への動き」に関して
ネットワーク型の動きが広まっており、これまでの集権・画一・一極集中から構造転換が必要。

「東京一極集中について」に関して
東京の生産性を向上させる力が弱まりつつあり、他の伸びしろのある都市に投資を振り向けるべき。

我が国や諸外国の制度・仕組み

「大都市圏行政について」に関して
大都市圏行政に関連する議論は個別、縦割に検討が進められており、横ぐしを刺す国家戦略が必要。

「諸外国の首都・首都機能」に関して
諸外国の首都や首都機能は様々。我が国においても、副首都の確立など新たな国の形を考えるべき。

大阪の現状

「大阪都市圏の広がり」、
「大阪のポテンシャル」に関して
大阪には、東西二極の一極を担うポテンシャル。府市一体を核とした圏域のマネジメントが重要。

戦略拠点都市に求められる要件

一定の経済規模を有する都市

人、物、金、情報の
中枢・中継都市

イノベーションを生み出し
社会実装していく都市

首都機能の代替・補完

上記に加え、

- ・規制改革を推進する役割や財政的な自立性
- ・基礎自治体（市）と広域自治体（府県等）の一体性・協力関係の確立

副首都・大阪の実現に向けた取組（副首都ビジョン）

世界標準の都市機能の充実

チャレンジを促す経済政策

首都機能のバックアップ
に向けた取組

など

副首都化を後押しする
国の仕組みとして、
どのようなことが考え
られるか

「副首都化を後押しする仕組み」に関する国への働きかけの視点

【副首都化の方向性】

副首都ビジョンでは、戦略拠点都市に求められる要件に関する取組として、主に次のような方向性が掲げられている。

世界標準の都市
機能の充実

チャレンジを促す
経済政策

一定の経済規模を有する都市

人、物、金、情報の
中枢・中継都市

イノベーションを生み出し
社会実装していく都市

■ 大阪の成長

(産業・雇用振興、都市魅力向上)

- ・スタートアップの成長化促進
- ・大学・研究機関等の集積を生かしたイノベーション創出
- ・多様な就業魅力、人材流動性の向上
- ・国際金融機能の強化
- ・最先端の実証都市の確立 など

■ 都市の発展

(まちづくり、都市基盤整備)

- ・都市に賑わいを呼び込む拠点形成
- ・スマートシティの実現
- ・高速道路ネットワーク
- ・鉄道インフラの整備
- ・空港・港湾機能の高度化 など

副首都化を後押し

【国への働きかけの視点】

副首都化を後押しする仕組みを国に働きかけるにあたっては、次のような視点が考えられ、今回の意見交換会では、規制改革や地方分権改革の視点から、どのような仕組みが考えられるのかについて、幅広くご意見を頂戴したい。

規制改革（特区）

地方分権改革

自治制度改革

統治機構改革

国土政策

（複数の戦略拠点都市が日本の成長けん引する都市戦略を組み込んだ横ぐしをさす国家戦略）

「規制改革」や「地方分権改革」の視点から国への働きかけを行う仕組みのイメージ

【規制改革に関して】

- 大阪では、これまでから、構造改革特区や国際戦略総合特区や関西圏国家戦略特区、スーパーシティ型国家戦略特区などの規制改革制度を活用し、PMDA関西支部の開設や特区民泊、家事支援外国人材の受入れなど、大阪の成長・発展につながる取組を推進。
- 今後も、スーパーシティ構想等を推進するとともに、国家戦略特区など、既存制度をフル活用していく。
- 一方、国における既存の規制改革制度は、関係省庁との個別契約等により地域の特性やニーズに沿って地域限定的に規制改革を推進できる仕組みとはなっていない。このため、副首都化に向け、既存の規制改革制度とは異なる新たな仕組みが必要ではないか。

【地方分権改革に関して】

- 大阪では、これまでから、国における地方分権改革の動きを踏まえ、関西広域連合の設立といった広域行政機能の強化、府市一体条例の制定などの新たな大都市制度の実現に向けた取組を推進。
- 今後も「提案募集方式」の活用などにより、地方分権改革に取り組んでいく。
- 一方、「提案募集方式」では、立証責任等の観点からこれまで実施してこなかった事務移譲等の提案が困難であり、また、国が直接執行する事業の運用改善や税財源の移譲等に関する提案が対象外となる。このため、副首都化に向け、提案募集方式とは異なる新たな仕組みが必要ではないか。

（国への働きかけを行う新たな仕組みのイメージ《たたき台》）

- 副首都・大阪の実現に向け、規制改革や地方分権改革の観点からは、まずは、既存の制度を最大限活用していく。
- そのうえで、既存制度とは異なる、次のような新たな仕組みを国に働きかけていくことが考えられるのではないか。

- ① 国全体の成長・発展にも資する、地域の自主・自律的な取組を更に促す仕組み
- ② 国との関係において、地域の成長・発展に係る施策を一体的に推進する仕組み

【新たな特区の仕組み】

副首都化を後押しする仕組みとして考えられること

- 副首都・大阪の実現に向け、スタートアップの成長化促進や国際金融機能の強化などの取組を進めるにあたっては、まずは、国家戦略特区をはじめとする既存の特区制度を最大限活用しながら、ビジネスしやすい環境の更なる充実を図っていくことが重要と考えられる。
- そのうえで、既存の特区制度とは異なる新たな仕組みとして、他の特区指定地域と横並びではなく、また、全国展開することに縛られない、特定の地域だけに適用される一歩踏み込んだ規制緩和や特例措置が実現すれば、民間や第3セクターが、規制の状況やビジネス環境の面で地域選択を行い、更なる投資やDXの推進、また、少子化や高齢化をはじめ様々な社会課題を解決するイノベーションを伴う、新たなサービスやビジネス展開へのチャレンジが広がることが期待できるのではないか。
- また、こうした取組により、都市間の競争や切磋琢磨が促され、日本全体の成長が底上げされていくのではないか。

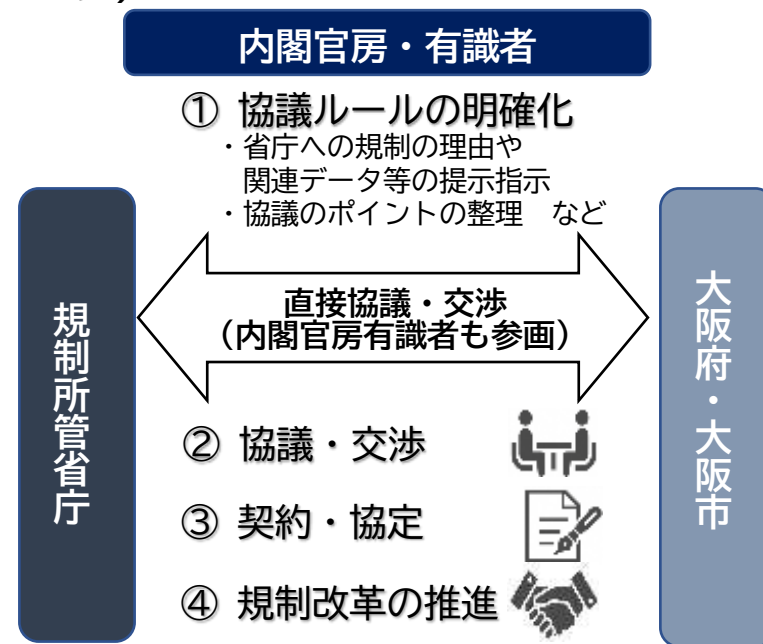
※ 以下は議論用のたたき台として提示するもの。本意見交換会事務局（副首都推進局）のアイデアレベルの内容であり、大阪府市はもとより関係機関との調整を経たものではない。今後国への働きかけに際しては、大阪で適用しうる事例検証等を行うものとする。

新たな仕組みの具体例

- オーダーメイドで自治体と所管省庁が個別契約・協定を締結し、それに基づき、プロトタイプの実証という観点から当該自治体の行政区域に限定して規制改革を推進できる新たな特区の仕組みが考えられるのではないか。

- 規制省庁との協議に先立ち、内閣官房と有識者で総論的なルール策定を行う。
- 個別の協議は、所管省庁と地域の2者が、対等な立場で直接行う。
その際、ルール作りに関わった有識者も参画。
- 所管省庁は、地域の挑戦や意欲を後押しする姿勢、また、地域は、実証に伴う一定のリスクを引き受ける姿勢で協議・交渉を行う。
- 全国画一ではなく、地域ごとにオーダーメイドで契約・協定を締結し、地域限定的に規制改革を推進。

(イメージ)



※ 類似の考え方として、イギリスでは、中央政府と地域が個別交渉で協定を締結し国の権限や財源を委譲する「Deals」と呼ばれる仕組みがある。

【国と地域の一体的な行政運営の仕組み】

副首都化を後押しする仕組みとして考えられること

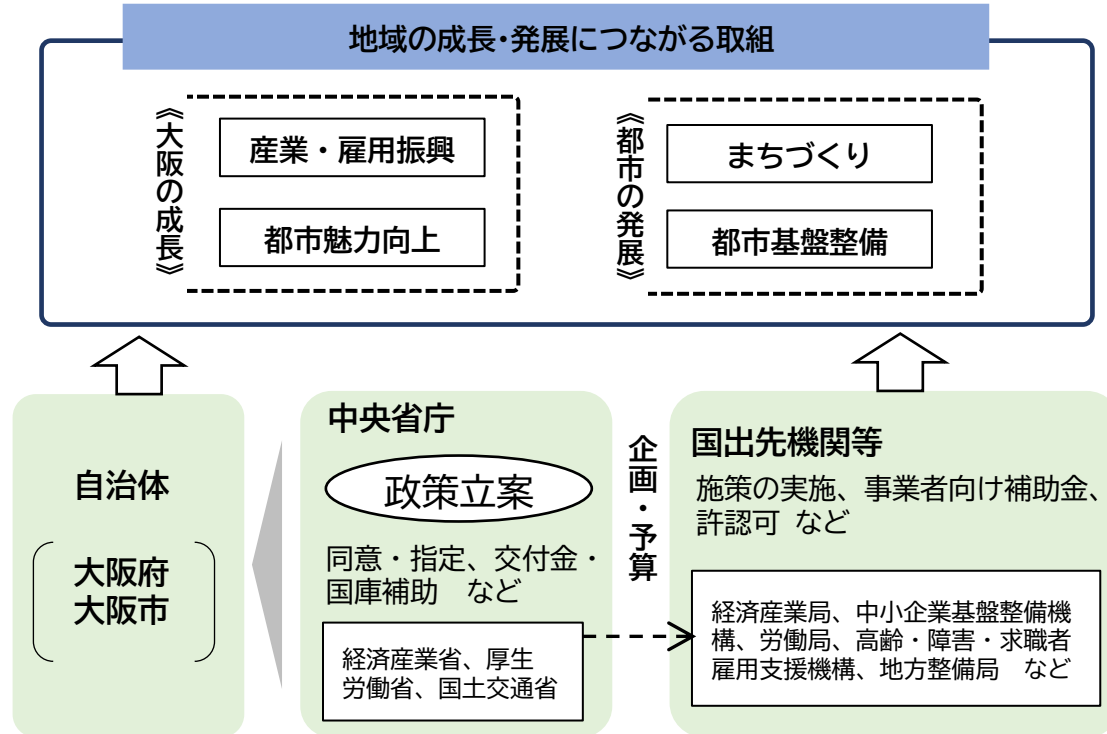
- 副首都・大阪の実現に向け、大学・研究機関等の集積を生かしたイノベーションの創出や多様な就業魅力・人材流動性の向上などを進めるにあたり、現在は、大阪自らの取組に加え、国の出先機関等においても、同様の観点から、様々な取組が実施されているところ。
- こうした、国と地域の類似の取組の一体性を確保するという観点から、新たな仕組みとして、権限や財源、責任の一元化を図ることができれば、施策推進のスピード感の向上、大阪の地域特性を踏まえた重点投資などが期待できるのではないかと。
- また、こうした仕組みにより、国にとっても、効率的な行政運営や組織のスリム化につながるのではないかと。

※ 以下は議論用のたたき台として提示するもの。本意見交換会事務局（副首都推進局）のアイデアレベルの内容であり、大阪府市はもとより関係機関との調整を経たものではない。今後国への働きかけに際しては、大阪で適用しうる事例検証等を行うものとする。

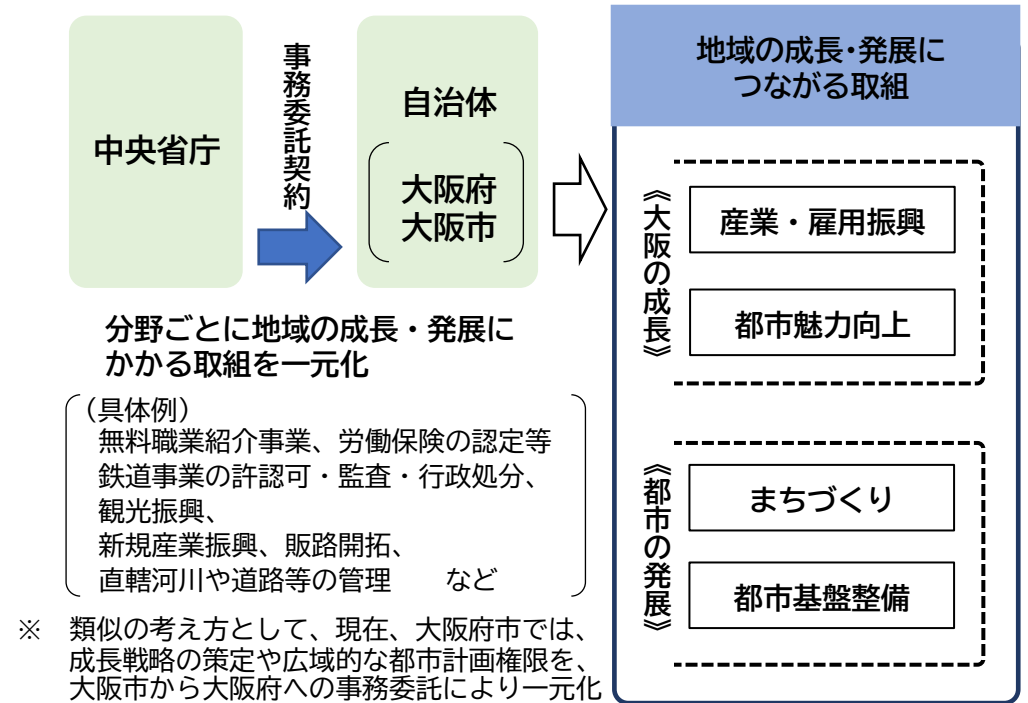
新たな仕組みの具体例

- 地域の特性やニーズを踏まえて実施すべき大阪の成長と発展につながる取組について、事務委託契約に基づき、国から自治体へ、分野ごとに、権限と財源、責任の一元化を図る仕組みが考えられるのではないかな。

(現状)



(新たな仕組み)



【地域の成長・発展に向けた取組に対するインセンティブの仕組み】

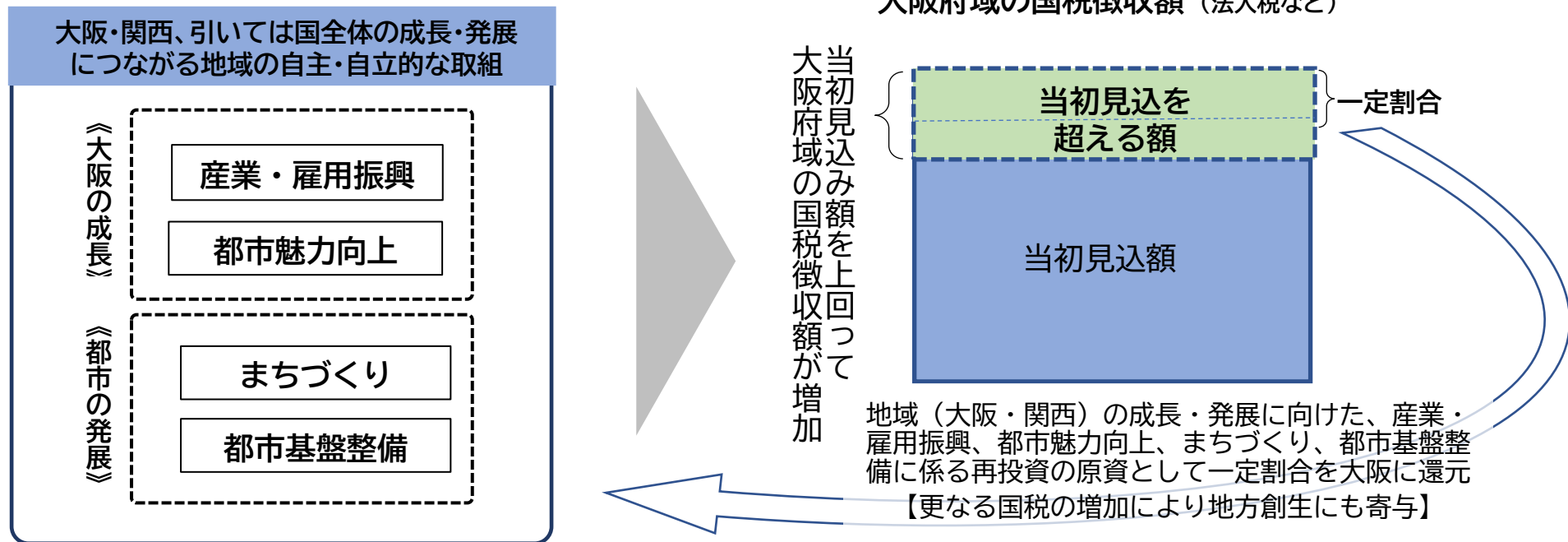
副首都化を後押しする仕組みとして考えられること

- 副首都・大阪の実現に向け、都市に賑わいを呼び込む拠点形成や、スマートシティの実現、高速道路ネットワークの整備などを進めるにあたっては、まずは、行財政改革の推進や課税自主権を最大限活用することなどを戦略的に進め、それらにより生み出された財源を活用していくことが重要と考えられる。
- そのうえで、新たな仕組みとして、財政面での地域の自由度をさらに高めるという観点から、国全体の成長・発展にもつながるような、地域の自主・自律的な取組に対し、国からのインセンティブが実現すれば、地域の判断で施策全体をコントロールしながら、地域の成長・発展に向けた投資を拡大し、より大胆で戦略的な施策展開が期待できるのではないか。
- また、こうした仕組みにより、国税収入全体がさらに増加し、それを原資とする地方創生の取組が促進されるのではないか。

※ 以下は議論用のたたき台として提示するもの。本意見交換会事務局（副首都推進局）のアイデアレベルの内容であり、大阪府市はもとより関係機関との調整を経たものではない。今後国への働きかけに際しては、大阪で適用しうる事例検証等を行うものとする。

新たな仕組みの具体例

- 大阪府域の国税徴収額について、当初見込み額を超える額の一定割合を、地域の成長・発展に向けた再投資の原資として還元する仕組みが考えられるのではないか。

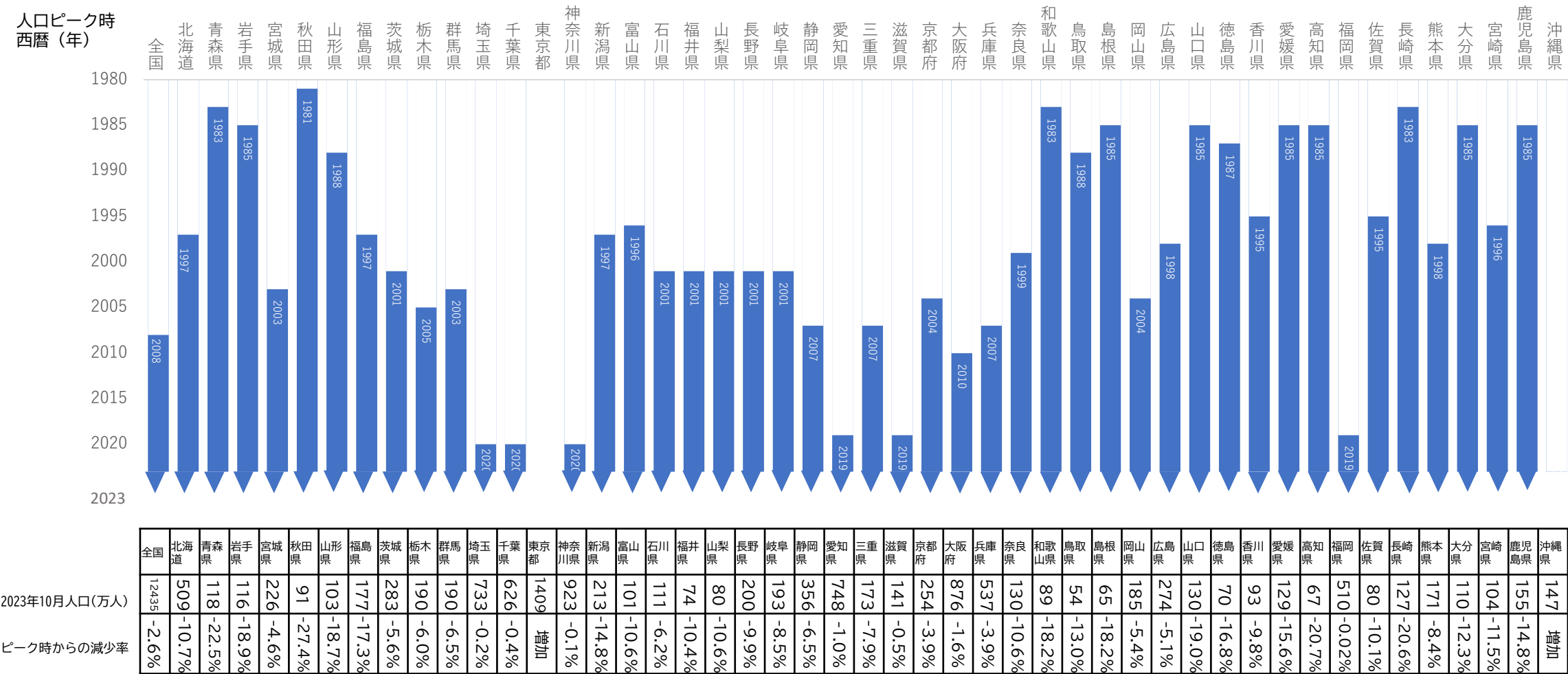


※ 類似の考え方として、英国では、1/2が国税であるビジネスレイト（オフィスや工場等に課される税）が前年より増加した場合、政府との合意金額を超える増加分を全額取得できる仕組みがある。

(Intentionally blank)

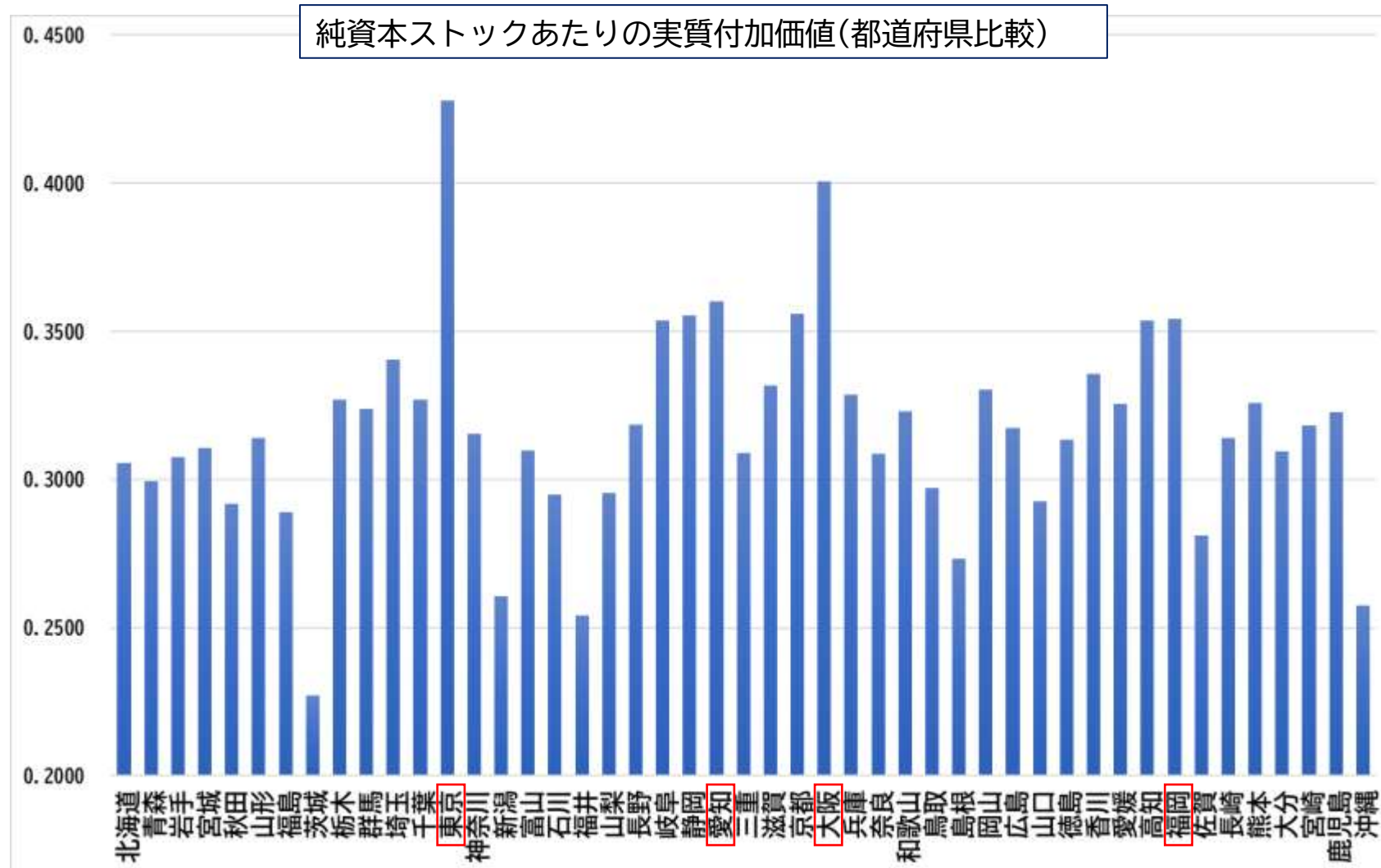
参考資料：日本の成長をけん引していく都市圏を後押しする必要性について（都道府県人口の動きから）

- 人口減少が進み、市町村においてすべての行政サービスをフルセットで維持することが困難となりつつあるなか、都道府県においても、今後も引き続き、広域自治体としての役割を果たすことができるのかが課題になる。
- こうしたことから、地方創生に加え、日本の成長をけん引していく都市圏を後押しする必要があるのではないか。



出典：野村證券株式会社「人口2/3激減時代の到来と「新」成長戦略～自治体詳細分析と近未来予測でみる大阪～」より副首都推進局更新

- 純資本ストックあたりの実質付加価値額を都道府県別に可視化すると、東京、大阪、愛知、福岡などが高い水準となっており、都市圏への投資が日本全体の成長につながるのではないかと考えられる。



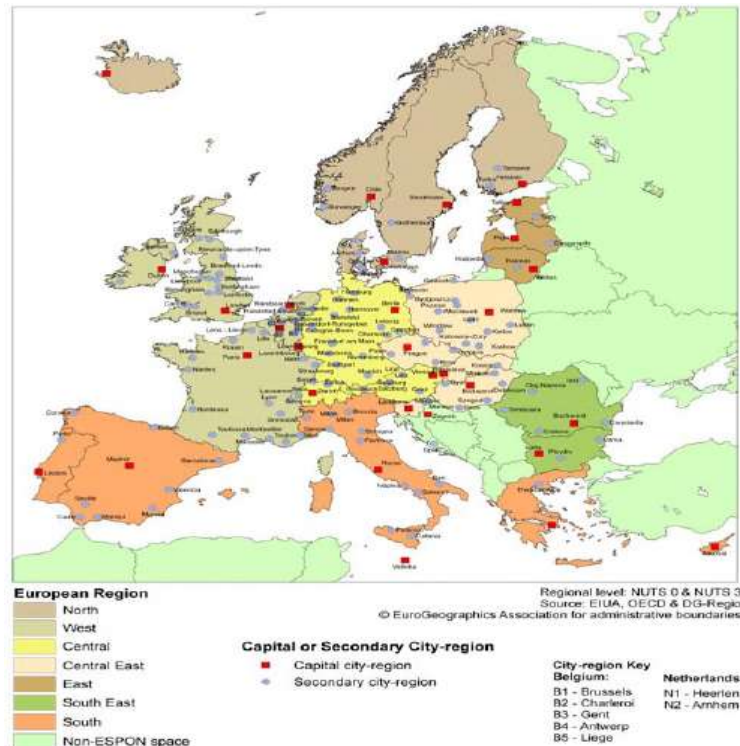
【参考】純資本ストックあたりの実質付加価値の算出に当たっての計算式

1994～2018年までの各年について、各都道府県の実質付加価値を、実質純資本ストック【知的財産生産物以外+知的財産生産物】で除したものを平均して算出。

出典：経済産業研究所「R-JIPデータベース」
をもとに副首都推進局で作成

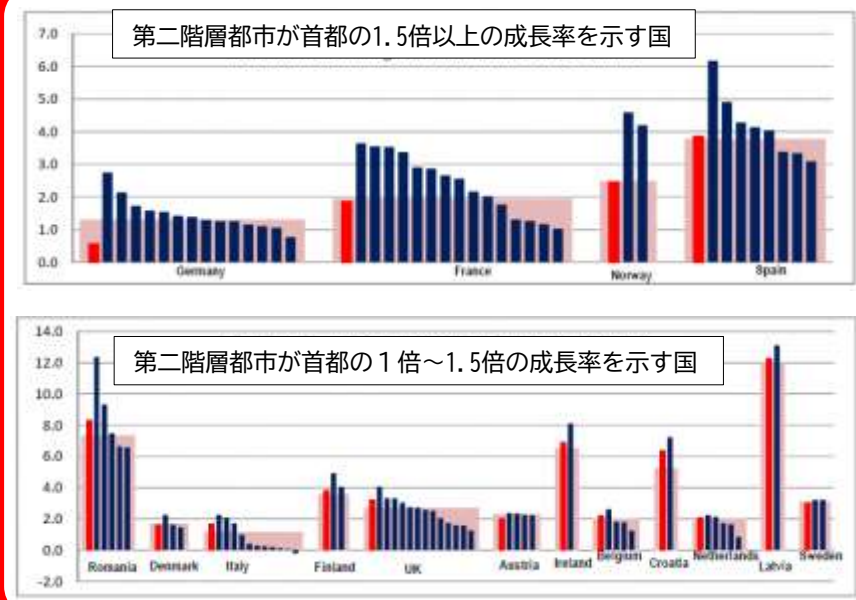
- イギリスのParkinsonらの研究(2012)によると、31か国の124の第二階層都市と首都のデータ分析、EU地域の9都市を対象としたケーススタディなどを用いた分析の結果、突出した首都をもつよりも、むしろ高い経済パフォーマンスを持つ第二階層都市を多く形成することによって潜在的な経済力を総力として強化すべきであるとされている。
- そして、第二階層都市が持っている産業活動、民間資本や社会資本、人的資本、創造性といった大きなストックを活用しないのは損であり、これらの都市が適切なインフラ、権限と財源を持ちさえすれば、首都に匹敵する集積の経済を持ちうるとされ、責任、権限、リソース、投資を一都市に集中させるのではなく、様々な都市に分散させ、高いパフォーマンスを促進することが国家的利益を生み出す、との分析がなされている。
- 同様に、日本全体の成長のためには、日本の成長をけん引していく都市圏の存在が重要であり、そうした都市圏を後押しする仕組みが必要ではないか。

■ 31か国124の第二階層都市と首都の分析



■ 第二階層都市が首都より大きい成長率を示す国の例

- ・各国のグラフについて、一番左の棒グラフが首位都市（首都）、それより右側が第二階層都市
- ・調査対象国の多くで、第二階層都市が国家の経済に大きく貢献



参考資料：これまでの規制改革に関する国の動きについて

年	設置された組織・出来事	社会経済の背景	目的・理念	その後の主な改革	出典：内閣府・総務省HPをもとに 副首都推進局で作成
1981～83	第2次臨時行政調査会 (土光臨調)	・高度経済成長の終焉（税収落ち込み） ・財政赤字増大	・増税なき財政再建 ・肥大化した行政の役割見直し	・許認可、補助金、特殊法人等の整理合理化 ・3公社民営化	80年代
83～93	第1次～3次臨時行政改革推進審議会 (第2次臨調答申にある行政改革の監視)	・日米貿易摩擦の激化（アメリカが公正な市場競争を阻害する複雑な規制の撤廃を要求） ・日米構造協議 ・消費税の創設 ・バブル発生と崩壊 ・証券不祥事の発生 ・冷戦終結、湾岸危機	・国際化（経済摩擦等）対応 ・国民生活重視 ・内需主導型経済へ転換 ・民間活力の発揮・推進	・内閣機能強化 ・地価高騰に対処するための土地対策見直し ・証券取引等監視委員会の設置 ・行政手続法 ・情報公開法	
86	前川レポート（国際協調のための経済構造調整研究会報告書）		・内需拡大 ・市場開放 ・金融自由化		
93	平岩レポート（経済改革研究会報告書）		・経済的規制は原則自由、例外規制 ・社会的規制は自己責任を原則に最小限 ・民間活動の助長・新規産業拡大 ・内外価格差是正・国民生活への利益還元	・個別規制の緩和・撤廃（電気通信事業等）	
94～95	行政改革委員会 →規制緩和推進計画（95～97）	・グローバル化 ・高度情報化 ・日米包括経済協議 ・アメリカ側からの「年次改革要望書」の存在	・事前規制型から事後チェック型への転換 ・国際的に開かれ、自己責任原則と市場原理に立つ、自由で公平な社会へ変革	・事後チェックルールの整備 ・競争政策強化 ・金融制度改革等	90年代
98～01	行政改革推進本部 規制緩和委員会・規制改革委員会 →規制緩和推進3か年計画（98～00）				
01～04	総合規制改革会議 →規制改革推進3か年計画（01～03）	・大型景気対策による財政悪化 ・失われた10年を経た社会全体の閉塞感の蔓延	・構造改革なくして日本の再生と発展なし	・規制・システム全体の変革 ・官製市場の改革 ・構造改革特区制度	00代～
04～07	規制改革・民間開放推進会議 →規制改革・民間開放推進3か年計画（04～06）		・行政の各分野において民間開放の推進 ・構造改革を一層加速	・市場化テスト ・個別官業の民間開放の推進（郵政民営化など）	
07～10	規制改革会議 →規制改革推進のための3か年計画（07～09）		・構造改革 ・改革により生じた問題への対応（行き過ぎた経済合理主義の見直し）	・地域活性化 ・再チャレンジ ・電力料金、携帯電話事業参入	
09	成長戦略策定会議、新成長戦略	・リーマンショック ・政権交代（民主党政権） ・東日本大震災	・世界の課題解決型モデル国家	・総合特区制度	
09～12	行政刷新会議 規制・制度改革に関する分科会		・国民的な観点から、国の予算、制度その他の行政全般の在り方の刷新	・個別規制制度の改革（グリーン・ライフパージョン等） ・被災地復旧・復興・電力需給対策に関する規制等見直し	地方の発意・創意工夫による 地域のニーズに合わせた オーダーメイド型の規制改革 が手薄
12	産業競争力会議、日本再興戦略	・政権交代（自民党政権）	・産業競争力の向上	・国家戦略特区	
13～16 16～	規制改革会議 規制改革推進会議		・経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革 ・地方創生	・混合診療の拡大等	

自治体主導で
地域ごとに
規制改革を要望

地域単位

提案募集

(時期)平成26年 (根拠)地方自治法 (趣旨)事務・権限の委譲や規制緩和に係る提案を地方公共団体から募り、内閣府が関係省庁と調整を行う。

国家戦略特区

(時期)平成25年度～
(根拠)国家戦略特別区域法
(趣旨)岩盤規制改革による社会課題の解決
(方法)有識者の参加するWG, 諮問会議で調整
(実績)措置数は64 ※令和6年3月 現在

地域限定型サンドボックス

○ 自動車の自動走行、無人航空機、これらに関連する電波利用が対象

スーパーシティ型特区 など

構造改革特区

(時期)平成14年度～
(根拠)構造改革特別区域法
(趣旨)地域の特性に応じた規制改革を実施
(方法)実現に向けて省庁間で調整
(実績)特例措置数は56 ※令和6年3月 現在

総合特区

(時期)平成23年度～
(根拠)総合特別区域法
(趣旨)先駆的取組に国と地域の政策資源を集中
(方法)実現に向けて国と地方の協議会で議論
(実績)特例措置数は20 ※令和6年3月 現在

個別の
プロジェクトごとに
規制改革を要望

事業者単位

新技術等実証制度 (規制のサンドボックス)

(時期)平成30年度～
(根拠)産業競争力強化法
(概要)期間や参加者を限定して実証を行い、得られたデータを用い事業化や規制の見直しにつなげる
(必要に応じ規制の特例措置を整備し実証)
(実績) 31 計画 (150者) ※令和5年12月 現在

事業開始前に
実証して
データ収集

グレーゾーン解消制度

(時期)平成26年～
(根拠)産業競争力強化法
(概要)現行の規制の適用範囲が不明確な場合、あらかじめ規制の適用の有無を確認できる
(実績) 287件 ※令和6年3月 現在

事業開始前に
法令の解釈・
適合性を確認

新事業特例制度

(時期)平成26年～
(根拠)産業競争力強化法
(概要)新事業活動を行う事業者による提案を受けて、安全性等の確保を条件に、事業者単位で規制の特例措置の適用を認める
(実績) 16件 ※令和6年3月 現在

規制の特例
措置を整備し、
事業を実施

全国一律の
規制改革を要望

規制改革推進会議

(時期)平成28年～ (根拠)内閣府設置法 (概要)経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革

参考資料：これまでの国における地方分権改革の取組について（1/2）

- 第1次分権改革では、機関委任事務の廃止や地方への国の関与のあり方の見直しなどが行われ、国と地方が対等・協力の関係となった。また第2次分権改革では、義務付けや枠付けの見直し、市町村への権限移譲が進むなど、地方の裁量が一定拡大した。
- 現在は、委員会勧告方式にかわる制度として、地方の発意と多様性を重視し、2014年から「提案募集方式」が導入されている。提案募集方式は、事務・権限の移譲や規制緩和に係る提案を地方公共団体などから募り、提案の実現に向けて、内閣府が関係省庁と調整を行う仕組みとなっており、国家要望などとは異なり、提案に対し、必ず国からの回答が得られることが特徴となっている。

■ 平成の地方分権改革について

◆ 我が国に地方分権改革が求められる理由として、1996年の地方分権推進委員会中間報告において以下が指摘されている。

①中央集権システムの制度疲労	明治期以来の中央集権型行政システムは、国民国家の統一のために地域社会の自治を制約し、国民経済の発展のために地域経済の存立基盤を掘り崩す。権限・財源・人間、そして情報を中央に過度に集中させ、地方の資源を収奪し、その活力を奪う。 <u>全国画一の統一性と公平性を重視するあまりに、地域的な諸条件の多様性を軽視し、地域ごとの個性ある生活文化を衰微させる。</u>
②変動する国際社会への対応	国にしか担い得ない国際調整課題への国の各省庁の対応能力を高めるためにも、 <u>地方分権を推進し、国の各省庁の国内問題に対する濃密な関与に伴う負担を軽減することを通して、その役割を純化し強化していくべきである。</u>
③東京一極集中の是正	多極分散型の国土形成を実効あるものにするためにも、 <u>地方分権を推進し、まずは政治・行政上の決定権限を地方に分散し、これによって東京一極集中現象に歯止めをかけ、地域の産業・行政・文化を支える人材を地方圏で育て、地域社会の活力を取り戻させる必要がある。</u>
④個性豊かな地域社会の形成	<u>国の各省庁がそれぞれの行政分野においてナショナル・ミディウム又はナショナル・マキシマムというべき目標水準を立て、これをあたかもナショナル・ミニマムであるかのように扱い、全国画一にこの水準まで引き上げようとすることは慎むべき。</u> ナショナル・ミニマムを超える行政サービスは、地域住民のニーズを反映した地域住民の自主的な選択に委ねるべき。地方分権を推進し、固有の自然・歴史・文化をもつ地域社会の自己決定権を拡充すべき。
⑤高齢社会・少子化社会への対応	<u>わが国では人口構成の急激な変動に対応する各種サービスの供給体系の構築が急務</u> になってきており、各種の公益法人、NPO、ボランティアなどの協力をはじめ、場合によっては民間企業の参入を得て、公私協働のサービス・ネットワークを形成する必要がある。 この種の総合行政と公私協働の仕組みづくりは、 <u>国の各省庁別の、さらには各局別の縦割りの行政システムをもってしては到底実現できず、地方公共団体のなかでも、住民に身近な基礎的地方公共団体である市町村の創意工夫に待つほかはない。</u>

参考資料：これまでの国における地方分権改革の取組について（2/2）

【平成の地方分権改革の概要】

第一次地方分権改革（1993年～2001年）

- ・国と地方の役割の明確化
- ・機関委任事務制度の全面廃止
- ・国の地方への関与のあり方の見直し
(関与の類型化、国地方係争処理委員会設置など)
- ・必置規制の緩和
(職員、行政機関・組織・施設、審議会など附属機関に関する必置規制の見直し)
- ・税財政改革
(地方債許可制の協議制への移行、法定外目的税の創設・法定外普通税の規制緩和など)

三位一体の改革（2001年～2006年）

- ・税源移譲
(所得税から個人住民税への3兆円規模の税源を移譲)
- ・国庫補助負担金改革
(4.7兆円程度が廃止・縮減)
- ・地方交付税の見直し
(地方交付税及び臨時財政対策債の総額の大幅な抑制(5.1兆円の減少))

第二次地方分権改革（2006年以降）

- ・義務付け・枠付けの見直し
(法令により全国一律に定められていた基準の条例委任や、国の関与の削減(国への協議や通知・届出・報告義務の廃止など))
- ・都道府県から市町村への事務・権限の委譲など
- ・国と地方の協議の場の法制化
(地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施について国と地方が協議を行う)
- ・「提案募集方式」の導入
(個々の地方公共団体から全国的な制度改正の提案を広く募る)

【提案募集方式の現状と課題】

■ 提案募集方式の概要

- 従来の国主導による委員会勧告方式に代わり、地方の「発意」と「多様性」を重視した息の長い取組として、2014年に導入。
- 事務・権限の委譲や規制緩和に係る提案を地方公共団体から募り、提案に向けて、内閣府が関係省庁と調整を行う。
- 国家要望等と異なり、提案に対する国の回答が必ず得られるメリットがある。

■ 成果の事例（提案募集方式により権限移譲や規制緩和が実現した事例）

	雇用・労働分野等	産業振興分野等	医療・福祉分野等
権限移譲	・地方版ハローワークの創設 ・地方公共団体が国のハローワークを活用する枠組み（一体的実施）	・農地転用許可に係る権限（国→都道府県、指定市町村） ・医薬品製造販売等の地方承認権限の範囲拡大	・診療所の病床設置許可に係る権限（都道府県→指定都市） ・幼保型認定こども園以外の認定こども園に係る認定等の権限（都道府県→政令市・中核市）
規制緩和	・無料職業紹介を行う地方公共団体に対し、国のハローワークの求人情報・求職情報をオンライン提供	・企業立地促進のための基本計画の同意に係る事前審査・事前協議の原則廃止等 ・土地利用基本計画に係る国への協議を意見聴取に見直し	・放課後児童クラブに係る「従うべき基準」の見直し ・保育士定数の算定基準に准看護師を追加 ・保育所等の面積基準、採光基準の見直し

■ 課題など

- 事務の効率化や手続きの簡素化といった行政改革的な側面が大きくなり、また提案自体が小粒なものとなっている。
- 支障事例の立証責任の観点から、これまで実施してこなかった事務移譲等の提案が困難となっている。
- 国が直接執行する事務の運用改善や税財源の移譲等に関する提案は対象外。

参考資料：これまでの大阪府における規制改革に関する取組について

- 大阪府・大阪市では、国の3種の特区制度すべてを生かして、府域の規制改革を推進してきた。
- また、大阪府・大阪市独自の取組として、「日本で一番ビジネスしやすい環境」を大阪で実現していくため、東京より厳しい規制を撤廃する必要がある、という視点のもと、「大阪府市規制改革会議」を設置し、必要な規制の見直しなどを検討してきた。
- 直近では「金融・資産運用特区」の指定も受けるなど、あらゆる制度をフル活用して、規制改革の取組を推進している。

■ 特区制度

構造改革特区	認定された特区	規制改革事項などの実績	代表的な規制改革の例
	大阪府域で 計 42 特区 (指定解除済のものを含む)	42 の規制緩和を実現	酒税法の特例 (ワイン等の最低製造数量緩和) 学校教育法の特例 (学校設置会社による学校設置)
総合特区	関西イノベーション 国際戦略総合特区	規制緩和・税制・財政・金融支援で 計51プロジェクト、 104 案件が認定(※)	PMDA関西支部の開設 (革新的医薬品・医療機器創出に寄与)
	「りんくうタウン・泉佐野市域」 地域活性化総合特区	規制緩和・税制・財政・金融支援で 計 5 案件のプロジェクトを実現	通訳案内士法の特例 (特例的に通訳案内士が活動可能に)
国家戦略特区	関西圏国家戦略特区	規制緩和を中心に 計 57 の事業が認定(※)	医療法の特例 (病床規制を緩和し最先端医療を提供)
	大阪府・大阪市 国家戦略特区 (スーパージョイ型)	規制緩和を中心に 計 3 の事業が認定	入管法の特例 (外国人創業人材の受入れの迅速化)

(※) 特別区域全体の実績でカウント

■ その他の規制改革の取組

- 大阪府市規制改革会議
・平成25年7月2日～平成26年3月28日まで開催。

大阪府市規制改革会議

	検討内容 例
第1回	・ 会議で取り上げるべきテーマ
第2回	・ これまでの特区提案の棚卸し ・ 有識者などのヒアリング結果報告、 府民に対するアンケート実施の検討
第3回	・ 府市の国家戦略特区提案の報告 ・ これまでの都市魅力創造施策の棚卸、 府民アンケート等の報告
第4回	・ 「楽しいまちづくり」 提言(案)とりまとめ
第5回	・ 「環境エネルギー・経済産業分野」 提言(案)とりまとめ
第6回	・ 「官官規制分野」提言(案)とりまとめ
第7回	・ 最終提言のとりまとめ

出典：内閣府及び大阪府HP掲載資料をもとに副首都推進局で作成

参考資料：これまでの大阪における地方分権改革の取組について

- 大阪では、地域のことは地域が自ら考え決定し、自らその責任を負う“真の地域主権”の確立を目指し、全国に先駆け、2009年に「大阪発“地方分権改革”ビジョン」を策定（2017年改訂）。同ビジョンに基づき、市町村への中核市並みの権限移譲や広域機能の充実、大阪にふさわしい新たな大都市制度の実現に向けた取組を進めてきた。
- とりわけ、大阪の成長・発展に資する取組として、広域機能の充実に向けた関西広域連合の設立や、大阪にふさわしい新たな大都市制度の実現に向け、大阪市域における特別区設置について2度の住民投票（いずれも否決）を経て、大阪市の存続を前提に、府市連携をより強固なものとするため、大阪府市一体条例を制定した。

【広域機能の充実】

◆関西広域連合設立（H22.12.1）

○関西2府6県4政令市で構成

（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）

*奈良県はH27.12 京都市・神戸市はH24.8、大阪市・堺市はH24.4に加入

設立の趣旨等

関西から新時代をつくる！

- ・分権型社会の実現
- ・関西全体の広域行政を担う責任主体
- ・国の出先機関の事務の受け皿づくり



◆広域にわたる分野事務などを推進

カウンターパート方式による被災地支援などを行う広域防災やドクターヘリの共同運航を行う広域医療など各分野にわたり、関西一体となった取組を推進

◆国出先機関移管や国からの権限移譲に関する国への働きかけ

- ・国出先機関対策委員会を設置し、国出先機関の移管など国への要請等（H22～）
- ・国の提案募集制度を活用した権限移譲等の提案（H26～）

出典：「大阪発“地方分権改革”ビジョン」改訂版をもとに副首都推進局で作成

【大阪にふさわしい新たな大都市制度の実現に向けた検討の動き】

年 月	経 過
2010. 4	「大阪府自治制度研究会」設置 ⇒提案とりまとめ
2011.12	府市統合本部会議設置 ⇒広域行政一元化、二重行政見直し
2012. 4～	「大阪にふさわしい大都市制度推進協議会」
2013. 1	（府市条例設置）で議論
2012. 9	特別区設置法の公布（特別区制度の東京都以外の適用）
2013. 2～	法定協議会で協定書作成の協議
2015. 3	
2015. 5	第1回住民投票（特別区制度に反対多数）
2015.12	副首都推進本部会議設置
2020.11	第2回住民投票（特別区制度に反対多数）
2021. 3	府市一体条例の制定

出典：「大阪発“地方分権改革”ビジョン」改訂版をもとに副首都推進局で作成

■ 「協定（Deals）」による都市への権限・財源移譲

- 英国では、「都市は地域の経済を支え地域全体を活性化させるとともに国全体に経済成長をもたらすもの」と考え、都市の経済成長に力を入れている。その経済成長に向けて、都市の潜在能力を発揮させるという観点から、都市を中心に周辺の複数の自治体が連携し、中央政府から経済開発や地域振興などに関する権限や財源の委譲を受ける動きがみられる。
- この権限移譲の進め方として、個々の地域が、それぞれの実情に応じて中央政府と個別交渉を行い、「協定（Deals）」を締結するという手法がとられており、移譲する権限や財源の内容は全国画一ではなく、地域それぞれで異なるものとなっている。
- 地域と中央政府との協定には、都市を中心とする周辺地域が中央政府と締結する「City deals」、2以上の自治体が連携して設置する合同行政機構が中央政府と締結する「Devolution Deals」、自治体と民間セクターの代表で構成するLEP（地域産業パートナーシップ）が中央政府と締結する「Growth Deals」という3つの種類がある。

■ 英国の地域政策に関する主な動き

年 月	経 過
2009年 2010年	・ 2009年地方民主主義、経済開発、建築法の制定 ・ 政府事務所（Government Office）の廃止 ・ 地域開発公社（RDA）の廃止 ・ 地域産業パートナーシップ（LEP）の設置
2011年	・ 地方主義法の制定 ・ グレーター・マンチェスター合同行政機構の設置
2012年	・ City Deals 第1弾（コア・シティ中心の都市圏）の合意成立
2014年	・ City Deals 第2弾（20の小規模都市圏）の合意成立 ・ 政府が、Growth Dealsを通じ、LEPへのLocal Growth Fundを配分する提案を発表 ・ グレーター・マンチェスター合同行政機構と政府でDevolution Dealsを合意
2015年 2016年	・ Devolution Dealsに対し38地域から応募がある ・ 2016年都市・地方自治権限委譲法の制定

■ 「協定（Deals）」の主な特徴（City Dealsの例）

- 中央政府は、都市・都市圏に対し、補助金を支出するほか、求めに応じ個別の権限や財源の移譲をそれぞれの協定に明記。
- 中央政府からの資金は、細かく使途を限定しない。協定の締結にあたっては、地方側からの提案を重視。
- 協定の内容は、画一的ではなく、オーダーメイド型。
- 交渉は、各省庁と都市・都市圏が、フラクに柔軟な場で協議を重ねる。都市側が具体的な実施案をつくり、中央政府と直接交渉して「お墨付き」を得るという、地域主導による政策立案の過程を経ている。
- 地域は、権限と財源の移譲を受けるだけでなく、応分の負担やリスクも負う。

出典：岩崎忠「英国における契約による権限移譲・規制緩和」、岩見豊「イングランドにおける合同行政機構の設置と権限委譲の動き」、青木勝一「英国の地域政策の現状と課題」、鎌田司「欧州内で対等の競争力目指す」をもとに副首都推進局で作成

参考資料：英国における権限・財源移譲の仕組み（2/2）

■ 「協定 (Deals)」に基づく権限・財源移譲の例

	項目	概要
大幅な権限の拡大と成長に向けた投資	アーンバック（回収）	市が成長に向けて投資したことで、その成果が国税（増）に反映されれば、その増収分を国税から回収できる仕組み
	重点開発協定	未来のビジネス・レイト（事業用資産に課す固定資産税）の収入を担保に、インフラ整備へ融資が受けられる仕組み
	ビジネス・レイト獲得	予想以上のビジネス・レイト（オフィスや工場などに課される国税）の増加があった場合、その増加分を100%地方が獲得できる仕組み
	シングル・ポット	財務省が経済成長を目的とした投資のために新設した「追加的投資基金」、LEPsが行う地域の振興財源であるLocal Growth Fund、地域交通に関する補助金の3つの財源を一本化する仕組み
	経済投資ファンド	多様な出資者から調達した資金や税収入を一つの基金にプールし、その中から地域の優先事項に投資できる仕組み
職業能力開発と雇用拡大のための権限拡大	地方職業能力開発資金提供モデル	地域ニーズに合う職業能力開発への資金提供が公的・民間セクターになされ、そうした投資を都市が管理する仕組み
	スキルバンク	企業が、民間投資と公的基金を一元化し、自ら地域ニーズに即したスキル・訓練従事者を獲得できるよう促す仕組み
	成果インセンティブ	都市におけるスキル形成・活用施策について、インセンティブを与えることにより新たなモデルを誘発する仕組み
	職業能力訓練センター	職業能力訓練センターのプログラムにより、地域の中小企業のニーズに即した能力訓練従事者を増やす仕組み
	若年者契約の地方への権限移譲	国の若年者の就労支援プログラムについて、地方が選択権限をもち、独自施策の形成・実施権限を持てる仕組み

	項目	概要
自由度と地方企業支援策の拡大	地方ベンチャーキャピタルファンド	地方による積立金と国による財政支援を重ねあわせることで、基金ができたがる仕組み
	産業成長センター	地域の企業に対し、貿易、投資、事業に関するアドバイスを行い、事業の成長を支援する仕組み
	鉄道運営のための権限移譲と資源付与	都市に対して鉄道サービス管理権の全部または営業権・運営権の大部分をを移譲する仕組み
	主な地方交通関係資金の権限移譲	地域の資金と主要交通関係の財源移譲による予算を合わせることで、都市が戦略的な交通へ投資ができる仕組み
	地域に適応させた資産マネジメント	住宅開発・再建への資源を提供するため、当該経済圏内での地方と国の資産を一元化する共同出資の仕組み
	ブロードバンド	高速ブロードバンドが都市内に行き渡るようにするための資金が提供される仕組み
広範囲にわたる権限移譲	低炭素パイオニア都市	都市のグリーンインフラやグリーン関係技術への重大な投資を補助する地域プログラムを実施する仕組み
	保健及び社会福祉(Health and Social Care)分野の改革	公衆衛生に関連する圏域内の機関及び予算の「すべて」を地方が管理する仕組み